

報 道 資 料

平成21年4月23日
消費・生活安全課
担当：山菅、姫野
内線：3180・3182

政府所有米穀(輸入米)の販売等に使用する包装容器の規格基準違反について

近畿農政局奈良農政事務所が販売する輸入米に関し、その保管や袋の詰替作業等を請け負う倉庫業者の使用する包装容器(フレキシブルコンテナバック・1ト用)が、食品衛生法に定める規格基準に違反(「鉛」について $370\mu\text{g/g}$ で基準($100\mu\text{g/g}$)の約4倍を含有)するものであることが判明し、食品衛生法違反に対する行政処分庁である県に対して報告があった。

本件包装容器を使用した米穀は、平成21年2月23日以降、県内の3業者へ計154トン出荷されていたが、米穀への影響については、倉庫業者の自主検査では鉛は検出されず、また、農林水産省の再検査(国際的な試験法であるコーデックス試験)で鉛は 0.02ppm で基準値(0.2ppm)以下であり、安全で健康被害への影響はない旨、奈良農政事務所から報告を受けている。

なお、既に、本件包装容器の使用は停止するとともに、出荷済みの米穀についても自主回収に着手しているとの報告を受け、県・市は確認調査を実施している。

1 違反の概要

行 為 者	違 反 事 項
奈良農政事務所(農林水産省) (奈良市西紀寺町)	食品衛生法の規格基準に適合しない容器(鉛を含有)を使用して輸入米を販売 (食衛法第18条第2項違反)
寄託先業者 ----- (-----)	食品衛生法の規格基準に適合しない容器(鉛を含有)を受託業務の執行に当たり営業上使用 (食衛法第18条第2項違反)

2 本件包装容器の使用状況等

寄託年月日	平成20年4月1日 (※平成21年2月23日以降、輸入米のカビの目視検査の開始に伴い本件袋を使用)	
使用状況	輸入米の袋詰め作業	平成21年2月23日から4月2日まで
	出荷状況	平成21年2月23日から3月13日までの間に 17件、計154トン
	販売先	----- 149.8トン (カビ毒の検査後、本件袋で出荷) ----- 1.2トン ----- 3.1トン (カビ毒の検査後、紙袋に詰め替えて出荷)
原因	食品衛生法上の規格基準遵守の認識欠如	

3 県が実施した包装容器の検査結果(4月21日)と規格基準

分析試験項目		食品衛生法基準	結果
器具及び容器包装規格試験	材質試験	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下 不適 370 $\mu\text{g}/\text{g}$
	溶出試験	重金属(鉛として)	1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下 適合

4 判明までの経緯・調査事項

4月3日	奈良農政事務所から県に対して、「倉庫業者が使用する包装容器に関し食品衛生法に適合することの確認が済んでいないことが判ったので早急に自主検査する。併せて、作業を中止し、出荷を停止する。」旨の報告があった。
4月9日	奈良農政事務所から県に対して、「自主検査の結果、食品衛生法に定める鉛の溶出試験(袋からの鉛の流出度合い)の規格基準には適合していたが、材質試験の規格基準には適合していなかった。」旨の報告があった。 そこで、県は奈良農政事務所に対し、出荷停止の念押し及び出荷した米穀の自主回収並びに米穀への鉛の移染状況を確認するよう口頭指導するとともに、状況報告を求めた。
4月14日	奈良農政事務所から県に対して前記報告がなかったことから事実確認を求めたところ、「倉庫業者が自主検査した当該容器使用の米からは鉛が検出されなかった。また、自主回収については着手しておらず、別途、国際的な試験法であるコーデックス試験による検査を依頼している。」旨の回答があった。重ねて自主回収を指示。
4月17日	農政事務所が来庁し、依然として自主回収を実施していないことから、県は奈良農政事務所立ち会いのもと倉庫業者へ立入調査を実施し、奈良農政事務所に対し出荷先の在庫確認及び自主回収の実施について文書による指導を行った。県は、当該容器の材質を持ち帰り、県保健環境研究センターで規格基準検査を開始。 その後、奈良農政事務所から、販売した米の自主回収に着手したこと及び在庫状況についての報告があった。
4月20日	奈良市保健所は、市内2カ所の販売先に対して在庫状況を確認すべく調査を実施。販売先のうち-----はすべてを加工して転売済、-----は全量を未使用で保管していることを確認。
4月21日	桜井保健所は、-----に対して在庫状況の調査を実施し、全量を未使用で保管していることを確認。 奈良市保健所は、農林水産省が-----から米を-----へ返品する作業に立ち会った。 なお、当日、県保健環境研究センターの材質試験の結果、「鉛」について370 $\mu\text{g}/\text{g}$ を含有し、食品衛生法基準(100 $\mu\text{g}/\text{g}$)の約4倍を含有するものであるが、溶出試験では基準に適合していた。 ※(溶出試験：袋からの鉛の流出度合いで、基準値は1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)
4月22日	農政事務所から県に対して、「再検査の結果、当該米穀からは、コーデックスに定める穀物に関する鉛の基準値0.2ppmに対し、0.02ppmであり、従って、食品安全上問題はない。」旨の報告があった。 郡山保健所は、-----において奈良農政事務所立ち会いのもと、-----から返品された米の数量等の確認を行った。

なお、現在のところ-----在庫については販売先で保管中

5 今後の対応

本件米穀の安全性については、本件袋の県の溶出検査結果から、米への移染の可能性が極めて低いと考えられるものの、国の実施したコーデックス基準による米の検査結果について、書面で確認できないことから、当該検査書の提出を命ずるとともに、本件袋を使用した米穀の自主回収について一部未回収であることから、奈良農政事務所長宛に本日回収命令を発する。

なお、県としても安全性の確認について県民の健康被害の影響等に万全を期すため、早急にコーデックス検査を行うこととした。